

【商品概要説明書】

大口定期貯金

(令和4年4月1日現在)

1. 商品名	お墓掃除サービス割引付定期貯金
2. 定期貯金種類	大口定期貯金
3. 販売期間	令和4年4月1日(金)～
4. 販売対象	相続時(1ヶ月以内)相続人による個人の方
5. 期間	・1年 ・自動継続(元金自動継続または元利金自動継続)の取扱いとなります。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円
7. 払出方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払日 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示利率 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の源泉分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口でお問合せください。
9. 満期時の取扱い	自動継続後の適用金利は、継続日における店頭表示金利となります。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)。 ・マル優の取扱いはできません。
12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準

	として算出した当 J A 所定の利率とします。 (2) 預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30 % B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
13. 貯金保険制度 (公的制 度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
14. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	■苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店また金融共済部 (電話 : 0596-62-1123) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ■紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター (電話 : 052-203-1777) 民間総合調停センター (大阪府) ※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。
15. その他参考となる 事項	■本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取り扱いを中止」することがあります。 ■窓口のみでの取り扱いとなります。 ■満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ■証書式とします。 ■経済部の商品「J A のお墓掃除」にかかる代金の内、1 0, 0 0 0 円分を預入初年度のみ割引する。 ■この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。期限前に中途解約した場合には、割引する権利を喪失します。または割引した金額分の返還を申し受ける場合があります。

※ご不明な点は、お近くの J A 伊勢の窓口までお問い合わせください。

J A 伊勢